

名古屋高等裁判所裁判官会議議事録

第1 開催日時 令和5年6月23日（金）午後4時

第2 開催場所 名古屋高等裁判所12階大会議室

第3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

第4 議事の経過及び結果

1 付議事項

名古屋高等裁判所常置委員会規程の一部改正について、別添の裁判官会議資料第1に記載のとおり、出席者全員一致で議決した。

2 承認を求める事項

次の事項について、出席者全員異議なく承認した。

(1) 裁判官の配置の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第2の1に記載のとおり

(2) 裁判事務の分配の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第2の2に記載のとおり

(3) 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第2の3に記載のとおり

3 報告事項

次の事項について、報告を受けた。

(1) 事件の回付について

別添の裁判官会議資料第3の1に記載のとおり

(2) 裁判官の職務代行について

別添の裁判官会議資料第3の2に記載のとおり

(3) 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第3の3に記載のとおり

(4) 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について

別添の裁判官会議資料第3の4に記載のとおり

(5) 裁判官以外の裁判所職員の昇格等について

別添の裁判官会議資料第3の5に記載のとおり

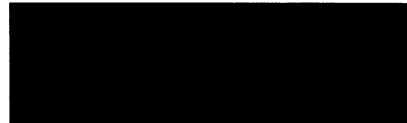
(6) その他（文書開示）

別添の裁判官会議資料第3の6に記載のとおり

令和5年6月29日

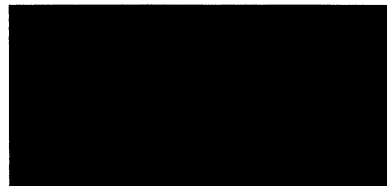
議事録作成者

裁判所事務官



議長

高等裁判所長官



(別紙)

出席者名簿

1 裁判官会議構成員

(本庁) 高裁長官

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

判事

(金沢支部)

判事

判事

判事

判事

判事

八木 一 洋

長谷川 恭 弘

後藤 藤 隆

後藤 藤 眞知子

杉山 山 慎 治

片田 田 信 宏

松村 村 徹

田邊 邊 三保子

筒井 井 健 夫

山本 本 万起子

上杉 杉 英 司

寺本 本 明 広

金谷 谷 和 彦

細野 野 高 広

入江 江 恭 子

澤村 村 智 子

入江 江 克 明

溝口 口 理 佳

内山 山 真理子

三橋 橋 泰 友

飯塚 塚 隆 彦

亀村 村 恵 子

本松 松 智

大原 原 哲 治

海瀬 瀬 弘 章

吉田 田 尚 弘

山田 田 耕 司

升川 川 智 道

平野 野 剛 史

南 うらら

2 構成員以外の者 事務局次長

民事首席書記官

刑事首席書記官

総務課長

坂口 亨

原田 明

神谷 秀 行

南出 良 仁

令和5年6月23日（金）開催

裁判官会議資料

目

次

第1 付議事項

名古屋高等裁判所常置委員会規程の一部改正について 1

第2 承認を求める事項

1 裁判官の配置の定めの一部変更について 1

2 裁判事務の分配の定めの一部変更について 5

3 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について 10

第3 報告事項

1 事件の回付について 11

2 裁判官の職務代行について 11

3 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について 11

4 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について 11

5 裁判官以外の裁判所職員の昇格等について 11

6 その他 11

第1 付議事項
別紙第1のとおり

第2 承認を求める事項

1 裁判官の配置の定めの一部変更について

(1) 令和5年1月10日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧		新	
1 本庁 民事第3部 裁判長	判事 土田昭彦 判事 山本万起子 判事 西野光子 判事 秋吉信彦	1 本庁 民事第3部 <u>裁判長 判事 永野庄彦 (兼務)</u> 判事 山本万起子 判事 西野光子 判事 秋吉信彦	

(2) 令和5年1月23日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧		新	
1 本庁 民事第3部 裁判長	判事 永野庄彦 (兼務) 判事 山本万起子 判事 西野光子 判事 秋吉信彦	1 本庁 民事第3部 <u>裁判長 判事 片田信宏</u> 判事 山本万起子 判事 西野光子 判事 秋吉信彦	

(3) 令和5年2月1日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧		新	
2 金沢支部 第1部 (民事) 裁判長	判事 吉田尚弘 (代行) 判事 森浩史 判事 山田耕司 判事 加藤靖史 判事 平野剛史 判事 南うらら	2 金沢支部 第1部 (民事) 裁判長 判事 吉田尚弘 <u>判事 山田耕司</u> 判事 加藤靖史 判事 平野剛史 判事 南うらら	
第2部 (刑事) 裁判長	判事 山田耕司 (代行) 判事 森浩史	第2部 (刑事) 裁判長 判事 山田耕司	

判 判 判	事 事 事	加 平 南	藤 野 剛	靖 史 うらら	判 判 判	事 事 事	加 平 南	藤 野 剛	靖 史 うらら
-------------	-------------	-------------	-------------	---------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------

(4) 令和5年2月21日から、次のとおり変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧					新				
1 本庁 民事第4部 裁判長					1 本庁 民事第4部 裁判長				
判	事	永	野	庄	筒	井	健	夫	
判	事	真	田	尚	真	田	尚	美	
判	事	内	山	真	内	山	真	理	
判	事	飯	塚	隆	飯	塚	隆	彦	
特別部 裁判長					特別部 裁判長				
判	事	團	藤	文	團	藤	文	士	
判	事	永	野	庄	長	谷	川	恭	弘
判	事	長	谷	恭	杉	山	山	慎	治
判	事	杉	山	慎	片	田	信	宏	
判	事	田	邊	三	田	邊	三	保	子
判	事	後	藤	眞	後	藤	眞	知	子
判	事	山	本	万	山	本	万	起	子
判	事	澤	村	智	澤	村	智	子	

(5) 令和5年2月27日から、次のとおり変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧					新				
1 本庁 刑事第2部 裁判長					1 本庁 刑事第2部 裁判長				
判	事	田	邊	三	判	事	田	邊	三
判	事	後	藤	眞	判	事	後	藤	眞
判	事	鵜	飼	祐	判	事	鵜	飼	祐
判	事	海	瀬	弘	判	事	海	瀬	弘
判	事	須	田	健	判	事	須	田	健
				子				子	(代行)
				充				充	
				章				章	
				嗣				嗣	

(8) 令和5年5月13日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧		新	
1 本庁 民事第3部 裁判長	判事 片山秋三 判事 田本吉橋大 判事 信万起彦泰哲 判事 宏起子友治	1 本庁 民事第3部 裁判長	判事 片山三橋大 判事 田本橋原 判事 信万起彦泰哲 判事 宏起子友治

(9) 令和5年6月10日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧		新	
1 本庁 民事第2部 裁判長	判事 長谷川 恭 弘 判事 上杉 英 司 判事 鳥居 俊 一 判事 寺本 明 広 判事 松田 敦 子 (代行) 判事 亀村 恵 子	1 本庁 民事第2部 裁判長	判事 長谷川 恭 弘 判事 上杉 英 司 判事 寺本 明 広 判事 松田 敦 子 (代行) 判事 亀村 恵 子

2 裁判事務の分配の定めの一部変更について

(1) 令和5年4月1日から、次のとおり変更した。

〔第2 裁判事務の分配〕

旧	新
<p>2 本庁</p> <p>(1) 民事及び行政に関する事件の分配</p> <p>ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>イ 控訴事件は、</p> <p>(ア) 一般民事控訴事件</p> <p>(イ) 労働関係民事控訴事件</p> <p>(ウ) 行政控訴事件</p> <p>の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付</p>	<p>2 本庁</p> <p>(1) 民事及び行政に関する事件の分配</p> <p>ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>イ 控訴事件は、</p> <p>(ア) 一般民事控訴事件</p> <p>(イ) 労働関係民事控訴事件</p> <p>(ウ) 行政控訴事件</p> <p>の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付</p>

順に従い、民事各部に順次分配する。40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。

ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

- (ア) 選挙に関する訴訟事件
- (イ) その他の行政訴訟事件
- (ウ) 人身保護請求事件

エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限る、両事件を同一の部に分配する。

(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）

- (イ) 遺産分割抗告事件
- (ウ) 行政抗告事件

(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

順に従い、民事各部に順次分配する。40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。

ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

- (ア) 選挙に関する訴訟事件
- (イ) その他の行政訴訟事件
- (ウ) 人身保護請求事件

エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限る、両事件を同一の部に分配する。

(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）

- (イ) 遺産分割抗告事件
- (ウ) 行政抗告事件

(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同じ。）は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同じ。）は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

シ エの定めにかかわらず、令和5年4月1日以降受け付けたエ（ア）の抗告事件は、受付順に従い、民事第1部、民事第2部及び民事第4部に各25分の6、民事第3部に25分の7の割合で、順次分配する。

(2) 令和5年5月13日から、次のとおり変更した。

〔第2 裁判事務の分配〕

旧	新
<p>2 本庁</p> <p>(1) 民事及び行政に関する事件の分配</p> <p>ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>イ 控訴事件は、</p> <p>(ア) 一般民事控訴事件</p> <p>(イ) 労働関係民事控訴事件</p> <p>(ウ) 行政控訴事件</p> <p>の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。</p> <p>ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>(ア) 選挙に関する訴訟事件</p> <p>(イ) その他の行政訴訟事件</p> <p>(ウ) 人身保護請求事件</p> <p>エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限り、両事件を同一の部に分配する。</p> <p>(ア) 民事抗告事件(再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの(以下「遺産分割抗告事件」という。)を除く。)</p> <p>(イ) 遺産分割抗告事件</p> <p>(ウ) 行政抗告事件</p> <p>(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件</p> <p>オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判(追加裁判を含む。)を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する</p>	<p>2 本庁</p> <p>(1) 民事及び行政に関する事件の分配</p> <p>ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>イ 控訴事件は、</p> <p>(ア) 一般民事控訴事件</p> <p>(イ) 労働関係民事控訴事件</p> <p>(ウ) 行政控訴事件</p> <p>の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。</p> <p>ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>(ア) 選挙に関する訴訟事件</p> <p>(イ) その他の行政訴訟事件</p> <p>(ウ) 人身保護請求事件</p> <p>エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限り、両事件を同一の部に分配する。</p> <p>(ア) 民事抗告事件(再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの(以下「遺産分割抗告事件」という。)を除く。)</p> <p>(イ) 遺産分割抗告事件</p> <p>(ウ) 行政抗告事件</p> <p>(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件</p> <p>オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判(追加裁判を含む。)を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する</p>

当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同じ。）は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

シ エの定めにかかわらず、令和5年4月1日以降受け付けたエ（ア）の抗告事件は、受付順に従い、民事第1部、民事第2部及び民事第4部に各25分の6、民事第3部に25分の7の割合で、順次分配する。

当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同じ。）は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

- 3 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について
 (1) 令和5年2月21日から、次のとおり変更した。
 [第5 司法行政事務の代理順序]

旧	新
1 長官に差し支えがあるときの代理順序 第1順位 判 事 永 野 庄 彦 第2順位 判 事 杉 山 慎 治	1 長官に差し支えがあるときの代理順序 第1順位 判 事 長谷川 恭 弘 第2順位 判 事 杉 山 慎 治

- (2) 令和5年4月1日から、次のとおり変更した。
 [第5 司法行政事務の代理順序]

旧	新
2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序 第1順位 判 事 山 田 耕 司 第2順位 判 事 加 藤 靖	2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序 第1順位 判 事 山 田 耕 司 第2順位 判 事 升 川 智 道

第3 報告事項

- 1 事件の回付について
別紙第2のとおり
- 2 裁判官の職務代行について
別紙第3のとおり
- 3 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について
別紙第4のとおり
- 4 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について
別紙第5のとおり
- 5 裁判官以外の裁判所職員の昇格について
別紙第6のとおり
- 6 その他
別紙第7のとおり

◎名古屋高等裁判所規程第一号

名古屋高等裁判所常置委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年六月二十三日

名古屋高等裁判所

名古屋高等裁判所常置委員会規程の一部を改正する規程

名古屋高等裁判所常置委員会規程（平成四年名古屋高等裁判所規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中、「書面で」を「書面又は電磁的記録を用いて」に改める。

附 則

この規程は、令和五年七月一日から施行する。

名古屋高等裁判所長官

令和五年名古屋高等裁判所規程第一号 名古屋高等裁判所常置委員会規程の一部を改正する規程

(令和五年六月二三日裁判官会議)

理 由

緊急の事情のため常置委員による会議を開くことができない場合の意見聴取方法につき、電磁的記録を用いることができる旨を明記しておく必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

名古屋高等裁判所常置委員会規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○名古屋高等裁判所常置委員会規程(平成四年名古屋高等裁判所規程第五号)

新

旧

第四条 (略)

第四条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 緊急の事情のため会議を開くことができない場合には、書面又は電磁的記録を用いて意見を聴き、議事を決することができる。この場合において、前各項の規定を準用する。

3 緊急の事情のため会議を開くことができない場合には、書面で意見を聴き、議事を決することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

4 (略)

4 (略)

(別紙第2)

回付事件一覧

決定日	係属庁	事件名等	回付先
令和5年 6月19日	金沢支部 第1部	保釈請求却下決定に対する異議申立事件 (金沢支部 [REDACTED])	本庁 刑事第2部

(別紙第3)

裁判官の職務代行について

発令日	職務代行庁	新官職	現官職	氏名	職務代行期間		発令庁
					始期	終期	
R5.2.13	津地裁判事補		名古屋地家岡崎支判事補・岡崎簡裁判事	中村 瑞貴	R5.2.13	R5.2.28	高裁
R5.2.27 (R5.4.9)	名古屋高判事		津地家四日市支判事(支部長)・四日市簡裁判事(司掌者)	鷓飼 祐充	R5.2.27 (R5.4.9)	R5.6.30	高裁
R5.2.22	名古屋家判事		名古屋地判事(部総括)・名古屋簡裁判事	宮本 聡	R5.2.22	R5.3.31	高裁
R5.3.1	名古屋家判事		名古屋地判事・名古屋簡裁判事	遠藤 圭一郎	R5.3.1	R5.3.31	高裁
R5.3.1	名古屋家判事		名古屋地判事・名古屋簡裁判事	西前 征志	R5.3.1	R5.3.31	高裁
R5.3.1	名古屋家判事		名古屋地判事(部総括)・名古屋簡裁判事	坂本 好司	R5.3.1	R5.3.31	高裁
R5.3.1	名古屋家判事補		名古屋地判事補・名古屋簡裁判事	藤田 陽平	R5.3.1	R5.3.31	高裁
R5.3.1	名古屋家判事		名古屋地判事・名古屋簡裁判事	棚村 治邦	R5.3.1	R5.3.31	高裁
R5.3.1	名古屋家判事		名古屋地判事・名古屋簡裁判事	戸崎 涼子	R5.3.1	R5.3.31	高裁
R5.3.1	名古屋家判事		名古屋地判事・名古屋簡裁判事	藤根 桃世	R5.3.1	R5.3.31	高裁
R5.4.1	名古屋高判事		岐阜地家裁判事(部総括)・岐阜簡裁判事	松田 敦子	R5.4.1	R5.6.30	高裁
R5.4.1	名古屋地豊橋支判事・豊橋簡裁判事		名古屋高判事・名古屋簡裁判事	大原 哲治	R5.4.1	R5.9.30	高裁
R5.4.1	名古屋家豊橋支判事・豊橋簡裁判事		名古屋高判事・名古屋簡裁判事	大原 哲治	R5.4.1	R5.9.30	高裁
R5.4.1	津地四日市支判事		名古屋高金沢支判事・金沢簡裁判事	升川 智道	R5.4.1	R5.4.30	高裁
R5.4.1	津地家判事		名古屋地豊橋支判事・豊橋簡裁判事	山本 健一	R5.4.1	R5.6.30	高裁
R5.4.1 (R5.6.10)	岐阜地判事	名古屋地一宮支(支部長)・一宮簡裁判事	名古屋高判事・名古屋簡裁判事	鳥居 俊一	R5.4.1 (R5.6.10)	R5.6.30	高裁
R5.5.13	岐阜地判事		名古屋地判事(部総括)・名古屋簡裁判事	横井 健太郎	R5.5.13	R5.8.31	高裁

(別紙第4)

各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について

1 令和5年1月10日から、次のとおり変更した。

〔第6 各種委員及び係裁判官〕

旧	新
<p>1 常置委員 常置委員規程2条1項1, 2号の委員 委員長 長官 團藤文士 判事 永野庄彦 判事 長谷川恭弘 判事 杉山慎治 判事 土田昭彦 判事 松村徹子 判事 田邊三保子 常置委員規程2条1項3号の委員 判事 寺本明広 判事 谷口吉伸 常置委員規程2条1項4号の委員 支部長 吉田尚弘</p> <p>2 判例委員会 委員長 長官 團藤文士 委員 判事 永野庄彦 同 判事 長谷川恭弘 同 判事 杉山慎治 同 判事 土田昭彦 同 判事 吉田尚弘(金沢支部) 同 判事 松村徹子 同 判事 田邊三保子 同 判事 入江克明 幹事 判事 後藤真知子(事務局長) 同 判事 澤村智子 同 判事 溝口理佳</p>	<p>1 常置委員 常置委員規程2条1項1, 2号の委員 委員長 長官 團藤文士 判事 永野庄彦 判事 長谷川恭弘 判事 杉山慎治 判事 松村徹子 判事 田邊三保子 常置委員規程2条1項3号の委員 判事 寺本明広 判事 谷口吉伸 常置委員規程2条1項4号の委員 支部長 吉田尚弘</p> <p>2 判例委員会 委員長 長官 團藤文士 委員 判事 永野庄彦 同 判事 長谷川恭弘 同 判事 杉山慎治 同 判事 吉田尚弘(金沢支部) 同 判事 松村徹子 同 判事 田邊三保子 同 判事 入江克明 幹事 判事 後藤真知子(事務局長) 同 判事 澤村智子 同 判事 溝口理佳</p>

2 令和5年1月23日から、次のとおり変更した。

〔第6 各種委員及び係裁判官〕

旧	新
<p>1 常置委員 常置委員規程2条1項1, 2号の委員 委員長 長官 團藤文士 判事 永野庄彦 判事 長谷川恭弘 判事 杉山慎治 判事 松村徹</p>	<p>1 常置委員 常置委員規程2条1項1, 2号の委員 委員長 長官 團藤文士 判事 永野庄彦 判事 長谷川恭弘 判事 杉山慎治 判事 片田信宏</p>

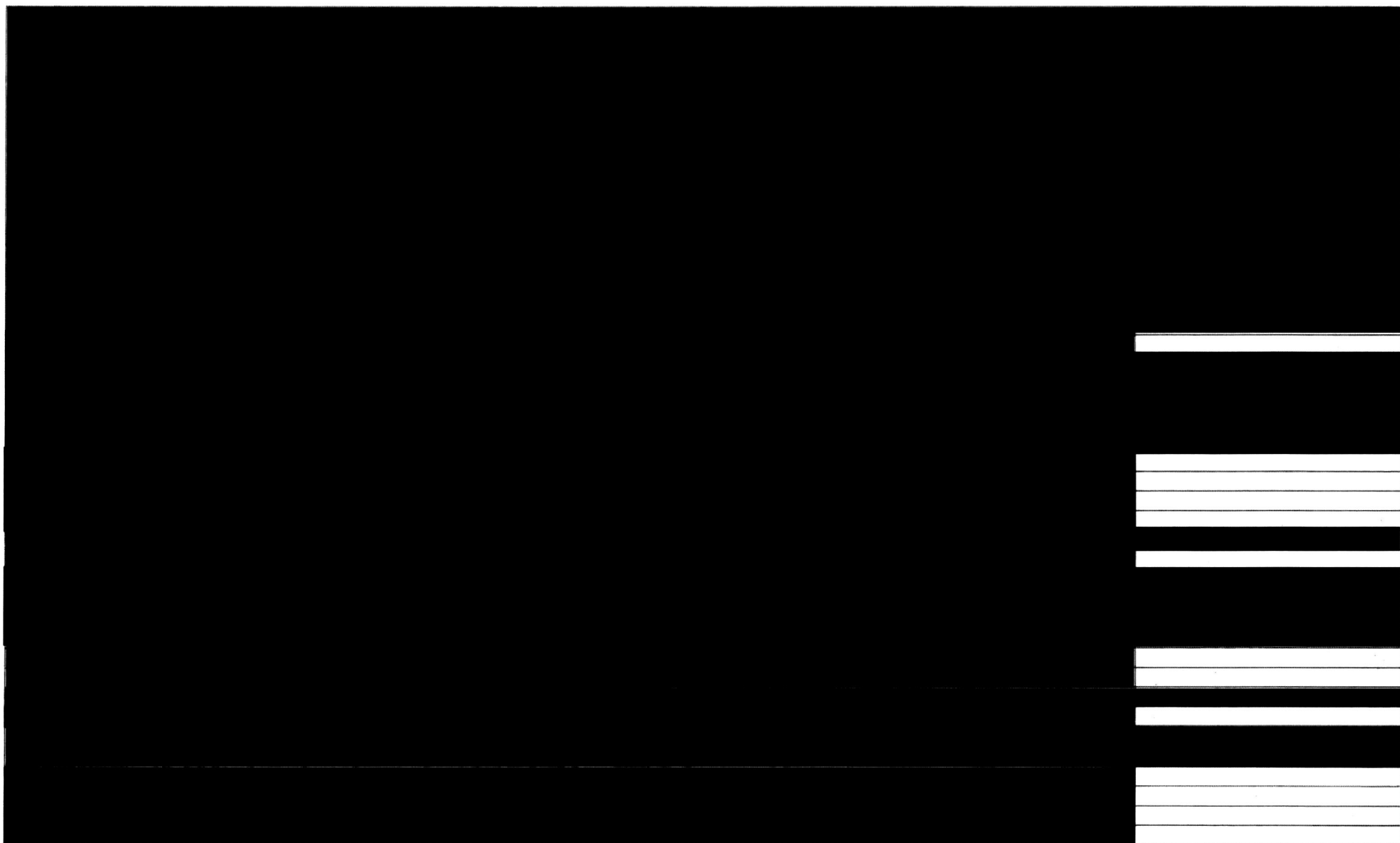
(別紙第5)

裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考
[Redacted]				

事務職・書記職幹部職員等－高裁任命権、参考：最高裁発令事項等

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考
令和5.4.1	神谷 秀行	名古屋地方裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）	名古屋高等裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）	最高裁発令事項
令和5.4.1	谷口 弘城	津地方裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）	名古屋地方裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）	最高裁発令事項
令和5.4.1	後藤 照幸	名古屋家庭裁判所裁判所書記官（少年次席書記官）	津地方裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）	最高裁発令事項
令和5.4.1	長谷川 安弘		名古屋家庭裁判所裁判所書記官（少年次席書記官）	最高裁発令事項
令和5.4.1	早川 太	最高裁判所事務総局情報政策課裁判所事務官（参事官）	津地方裁判所裁判所事務官（事務局長）	最高裁発令事項
令和5.4.1	竹内 淳司	裁判所職員総合研修所裁判所事務官（事務局企画研修第一課長）	岐阜家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）	最高裁発令事項
令和5.4.1	野津 聡	名古屋高等裁判所裁判所事務官（事務局会計課長）	福井地方裁判所裁判所事務官（事務局長）	最高裁発令事項 福井家庭裁判所事務官（事務局長）併任 （最高裁発令事項）
令和5.4.1	小林 善明	津地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）	名古屋高等裁判所裁判所事務官（事務局会計課長）	
令和5.4.1	中澤 強	津家庭裁判所裁判所事務官（事務局次長）	津地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）	最高裁発令事項
令和5.4.1	佐久間 勝徳		津家庭裁判所裁判所事務官（事務局次長）	最高裁発令事項
令和5.4.1	小笠原 晶	岐阜家庭裁判所裁判所書記官（首席書記官）	名古屋家庭裁判所裁判所書記官（少年首席書記官）	最高裁発令事項
令和5.4.1	村田 泰志	名古屋家庭裁判所裁判所書記官（家事次席書記官）	岐阜家庭裁判所裁判所書記官（首席書記官）	最高裁発令事項
令和5.4.1	鈴木 久智		名古屋家庭裁判所裁判所書記官（家事次席書記官）	最高裁発令事項
令和5.4.1	佐野 司	富山地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）	福井地方裁判所裁判所書記官（民事首席書記官）	最高裁発令事項
令和5.4.1	田中 裕	富山家庭裁判所裁判所事務官（事務局次長）	富山地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）	最高裁発令事項 富山家庭裁判所裁判所事務官（事務局次長）併任（最高裁発令事項）
令和5.4.1	笠松 麻理子	富山地方裁判所裁判所書記官（民事首席書記官）	金沢地方裁判所裁判所書記官（民事首席書記官）	最高裁発令事項
令和5.4.1	大場 淑江	金沢地方裁判所裁判所書記官（民事次席書記官）	富山地方裁判所裁判所書記官（民事首席書記官）	最高裁発令事項
令和5.4.1	原田 出	名古屋地方裁判所裁判所書記官（総括主任書記官）	金沢地方裁判所裁判所書記官（民事次席書記官）	最高裁発令事項



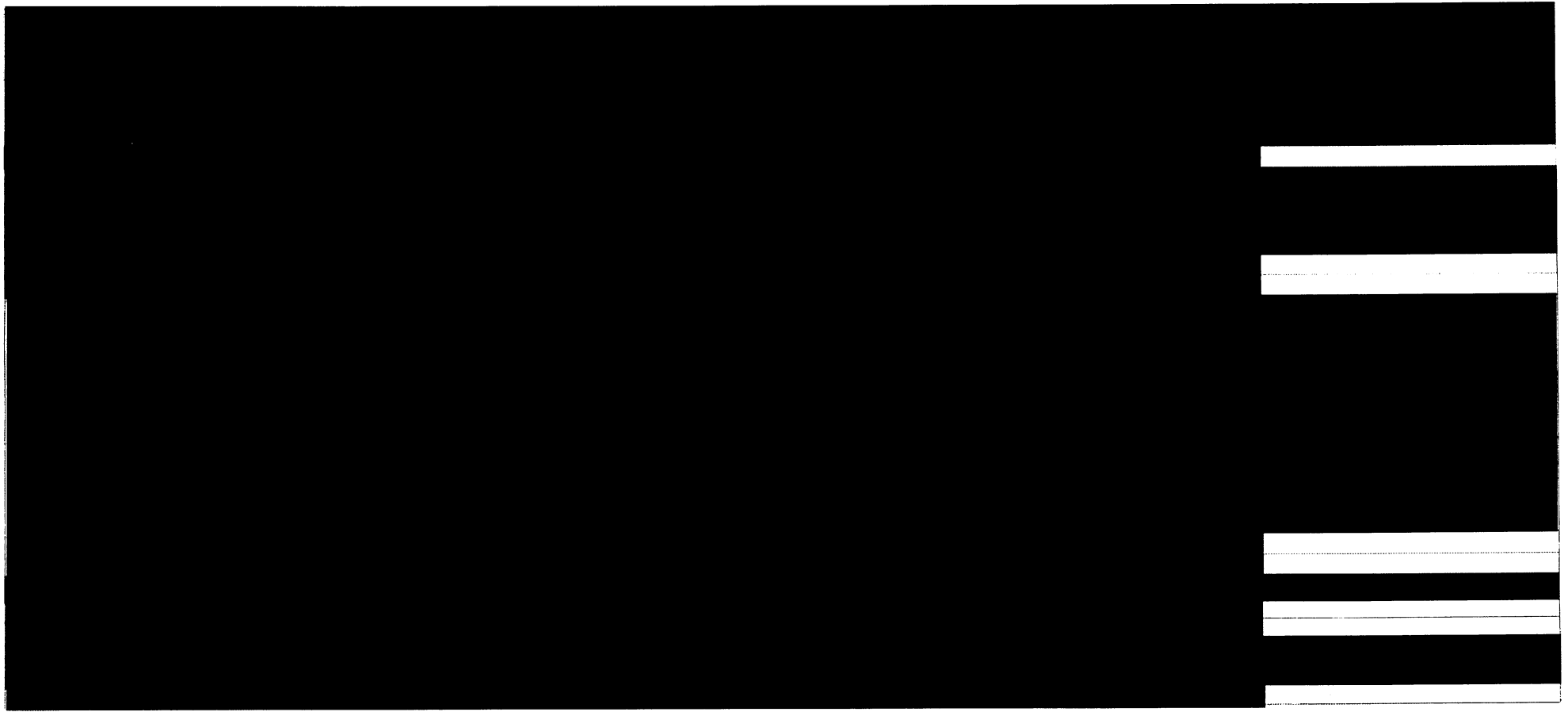


令和5.4.1

倉橋 智也

裁判所職員総合研修所裁判所事務官（事務局企画研修第一課長）

最高裁判所事務





[Redacted]

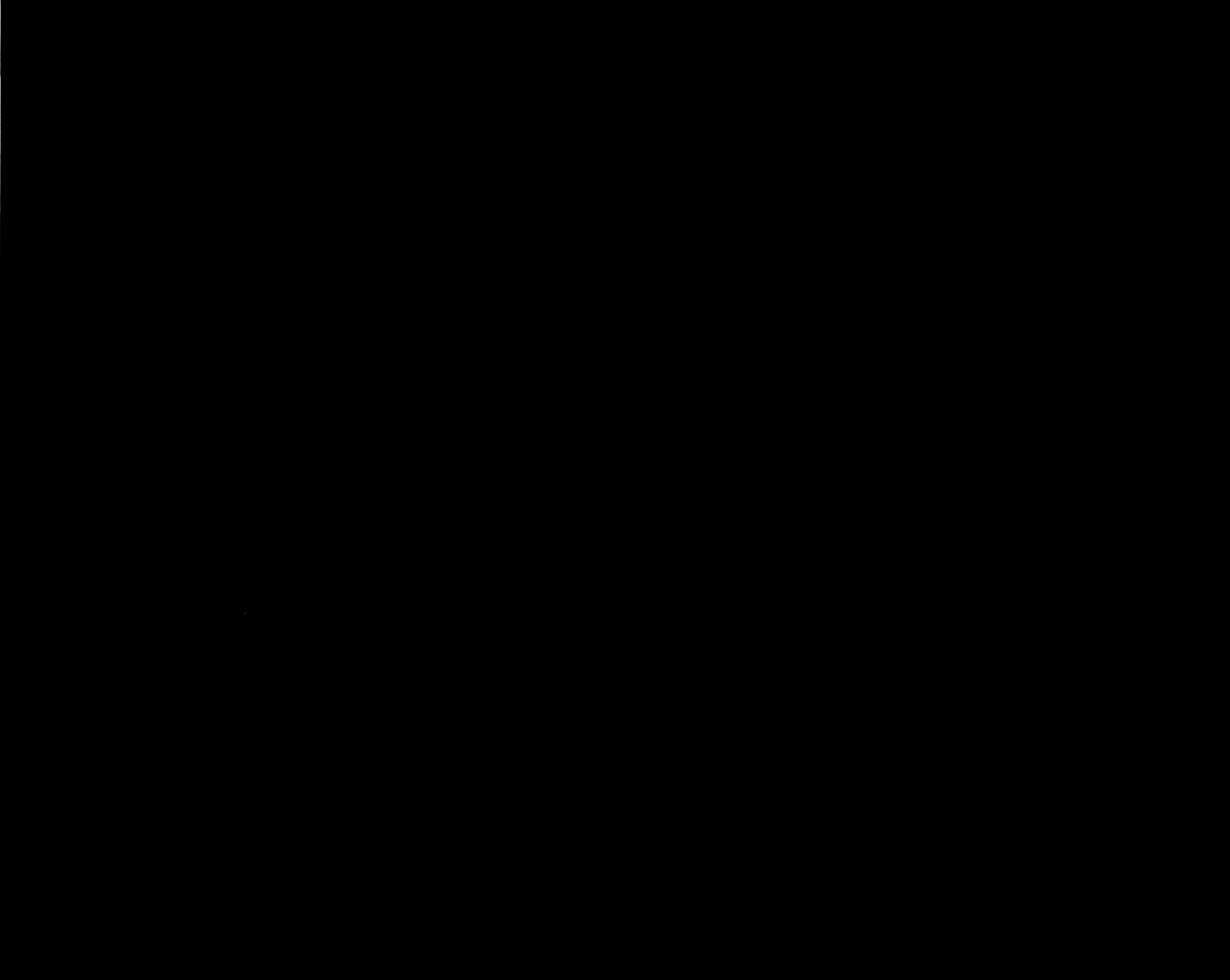
発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考
[Redacted]				

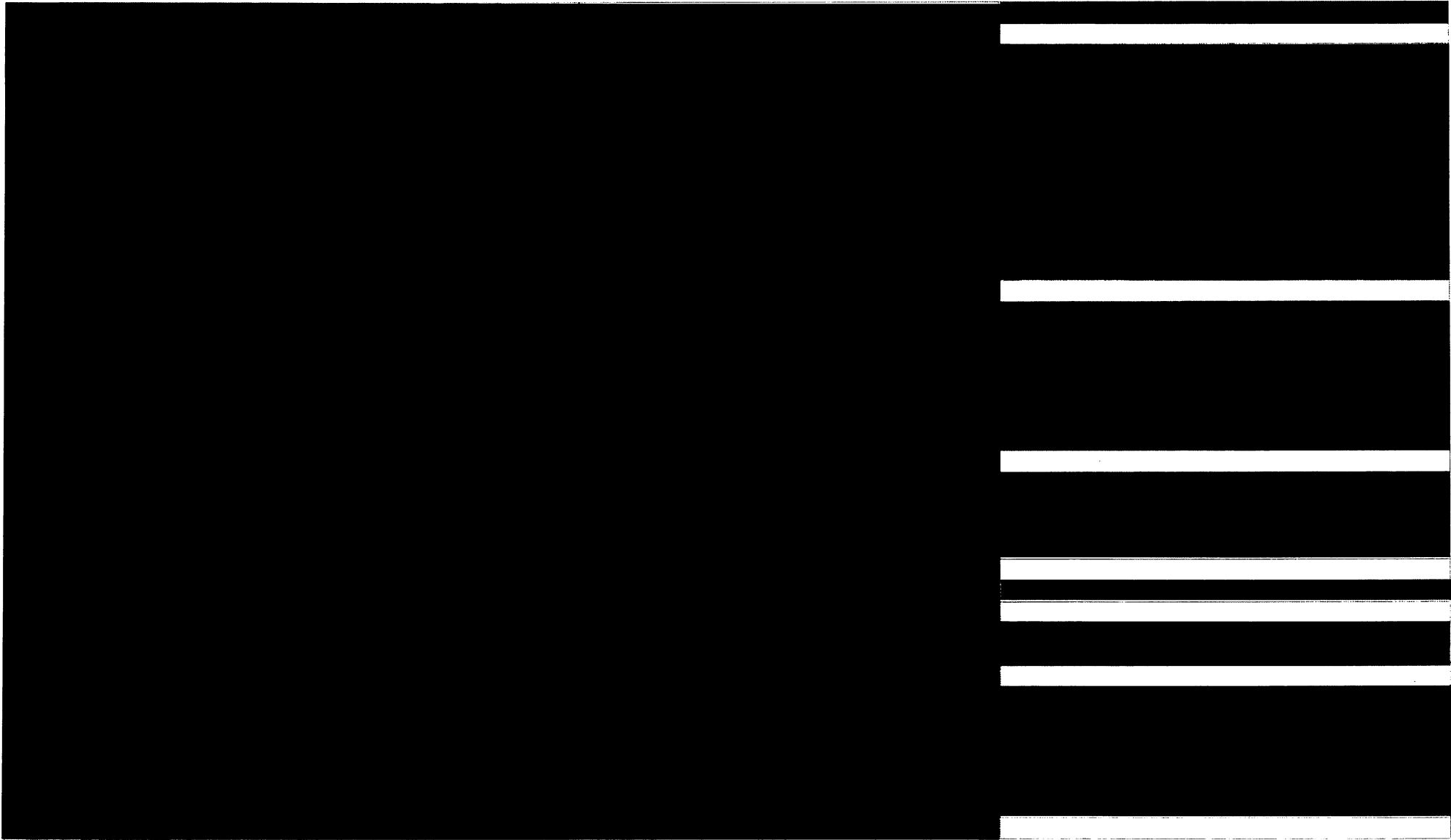
[Redacted]

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考
[Redacted]				
[Redacted]				
[Redacted]				

[Redacted]

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考
[Redacted]				

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考
				



名簿2



俸給表	昇格級	氏名	現在		異動・任命後		備考
			所属庁	職名	所属庁	職名	

名簿3



俸給表	昇格級	氏名	現在		異動・任命後		備考
			所属庁	職名	所属庁	職名	
[Redacted]			[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]			[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]

名簿4

俸給表	昇格級	氏名	現所属	現職名	新所属	新職名	備考
[Redacted]							

名簿 5

俸給表	昇格級	氏名	現所屬	現職名	新所屬	新職名	備考
[Redacted]							

(別紙第7)

文書開示状況一覧

令和5年6月1日現在

	申出日 (受理日)	開示申出内容 (司法行政文書の名称等)	終局(通知)日	終局(通知)結果	苦情の 有無
1	令和4年10月28日 (令和4年11月1日)		令和4年12月5日	不開示 (文書不存在)	
2	作成日付なし (令和4年11月17日)		令和4年12月5日	不開示 (文書不存在)	
3	作成日付なし (令和4年11月17日)		令和4年12月5日	不開示 (文書不存在)	
4	作成日付なし (令和4年11月17日)		令和5年1月16日	不開示 (グローマー拒否)	
5	令和4年11月16日 (令和4年11月21日)		令和5年1月19日	不開示 (文書不存在)	
6	令和4年6月24日 (令和4年6月27日)		令和5年1月25日	一部不開示 (不開示情報)	
7	作成日付なし (令和4年11月17日)		令和5年2月8日	不開示 (グローマー拒否)	
8	令和5年1月24日 (令和5年1月30日)		令和5年2月20日	不開示 (文書不存在)	
9	作成日付なし (令和4年11月17日)		令和5年3月24日	手続終了 (申出人所在不明)	
10	令和5年4月28日 (令和5年4月28日) ※保有個人情報開示申出		令和5年5月18日	不開示 (文書不存在)	

※ 令和4年12月1日から令和5年6月1日までに終局(通知)をした開示申出である。

※ 上記のほか、令和5年6月1日までに終局(通知)をしていない開示申出が18件ある。